

応用測量作業における地理情報標準の普及に関する調査検討作業

実施期間 平成 20 年度
 企画部専門調査官 松崎 清治

1. はじめに

本作業は、平成 19 年度に実施した「応用測量作業の技術評価手法の調査検討作業」報告書に基づいて、公共測量の作業規程の準則における応用測量作業の地理情報標準の対応状況を調査し、路線測量、河川測量、用地測量における製品仕様書及びメタデータの実装例の作成を検討し地方公共団体への普及促進を図ることを目的に実施した。

2. 作業内容

「公共測量の作業規程の準則」に従い、平成 19 年度に実施した「応用測量作業の技術評価手法の調査検討作業」報告書に基づいて、応用測量作業の各種成果に含まれる情報内容のうち、基盤地図情報及び地理情報標準への対応状況を調査した。

を踏まえ、路線測量、河川測量、用地測量における製品仕様書及びメタデータの実装例の作成を検討した。

上記作業における作業内容及び検討内容等を取りまとめ報告書を作成した。

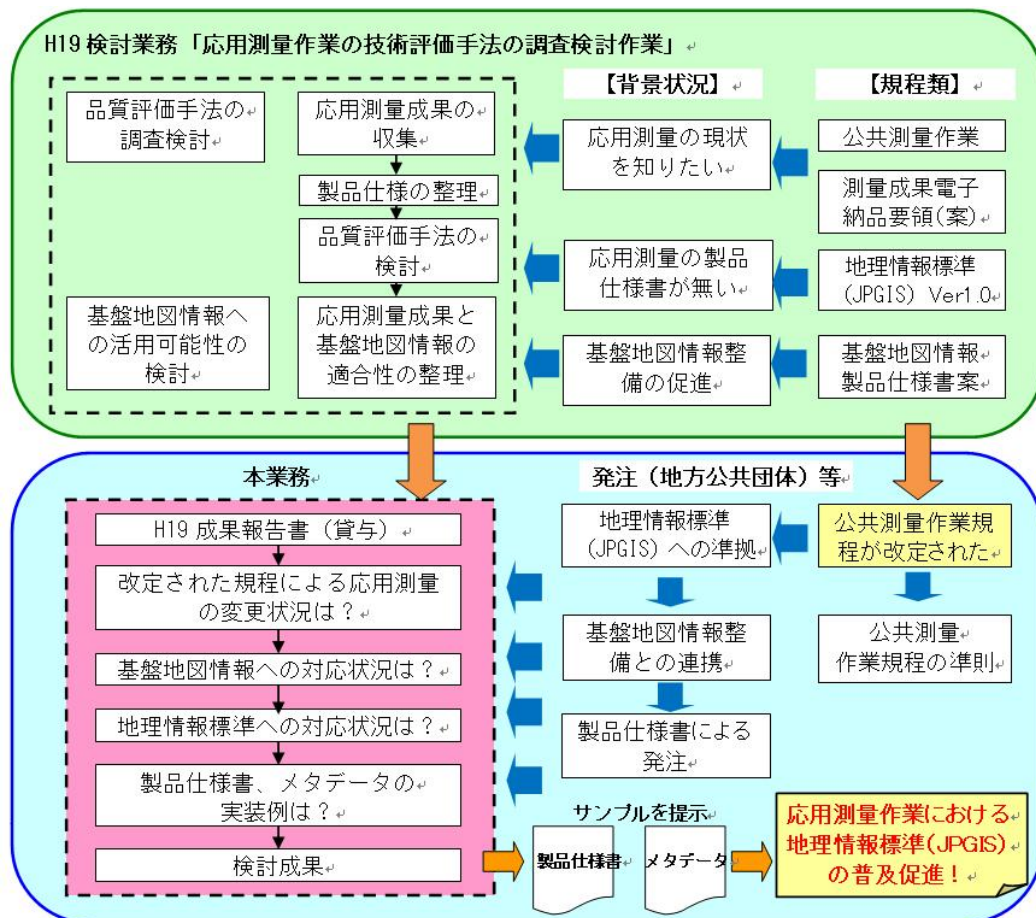


図 - 1 調査検討作業の概要

3. 得られた成果

本作業の成果として、作業規程の準則に伴う応用測量の変更内容を整理及び測量成果電子納品要領(案)を検討した上で、地理情報標準への対応、製品仕様書の対象となる地物の絞込みを行うことで、応用測量に関わる路線測量、河川測量、用地測量の3つの製品仕様書とメタデータの実装例の雛形が得られた。これらの資料に基づいて、地方自治体等における業務の発注に際し、製品仕様書に基づく空間データの作成が円滑に進められ、地理情報標準の普及が今後より進むことが望まれる。

4. 結論

本作業は、平成19年度に実施した「応用測量作業の技術評価手法の調査検討作業」報告書に基づいて、公共測量の「作業規程の準則」における応用測量作業の地理情報標準の対応状況を調査し、路線測量、河川測量、用地測量における製品仕様書及びメタデータの実装例の作成を検討し、地方公共団体への普及促進を図ることを目的として実施した。また、整備が推進されている基盤地図情報に対して準則改訂後の応用測量成果の対応状況について検討した。

平成20年度は、作業規程の準則と合わせて測量成果電子納品要領(案)の改定があり、空間データを流通させる規定が整備されつつあるが、実業務の場面では、公共測量申請の実施が低いなど、応用測量が利活用できる状況にはなっていない。

本業務の成果として、作業規程の準則の改正に伴う応用測量の変更内容を整理した上で、地理情報標準への対応、製品仕様書の対象となる地物の絞込みを行うことで、応用測量に関わる路線データ、河川データ、用地データの3つの製品仕様書とメタデータの雛形を作成した。これらの資料に基づいて、地方自治体等における業務の発注に際し、製品仕様書に基づく空間データの作成が円滑に進められ、地理情報標準の普及が今後より促進されることが望まれる。

参考文献

作業規程の準則(平成20年3月31日国土交通省告示第413号)

平成19年度 応用測量作業の技術評価手法の調査検討作業報告書

国土交通省(2008): 測量成果電子納品要領(案)